

大口町セーフティネット資金融資保証料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県経済環境適応資金のうちセーフティネット資金の融資（以下「融資」という。）を受けた者に対し、その融資に係る信用保証料（以下「保証料」という。）の一部を予算の範囲内において補助することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者の負担軽減と事業の振興に資することを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大口町内に主たる事業所を有する者のうち、大口町の町民税納税義務者で中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号及び第5号並びに第6項の規定により町長の認定を受け、その融資に係る保証料を一括納付したもの
 - (2) 市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税に滞納がない者（法人の場合は、代表者も含む。）
- 2 前項に掲げる補助対象者のうち第10条に規定する返還金が未払いとなっている者は、補助の対象としないものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、保証協会の発行する信用保証書記載の保証料の2分の1とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金融機関から融資を受けた日から90日以内に、大口町セーフティネット資金融資保証料補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 保証協会の発行する信用保証書の写し

(2) 貸付実行報告書（様式第2）

(3) 納税証明書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

（補助金の決定等）

第5条 町長は補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と決定した者については、大口町セーフティネット資金融資保証料補助金交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知し、補助金の交付が適当でないとして決定した者については、大口町セーフティネット資金融資保証料補助金却下通知書（様式第4）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 前条に規定する決定通知を受けた者は、速やかに補助金等交付請求書（様式第5）により、町長に補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第7条 町長は、前条に規定する請求により速やかに補助金を交付するものとする。

（申請事項変更の届出）

第8条 申請者は、申請書の記載事項の一部に変更があったときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（補助金の取消し等）

第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消す。

(1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により、補助金を受けようとしたとき、又は受けたとき。

2 前項の場合において、町長は当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずる。

（補助金の返還）

第10条 前条第2項又は繰上償還等により保証協会から保証料の全部若しくは一部を返戻されたときは、交付した補助金から補助対象となる保証料に補助金交付

時の定める率を乗じて算定した交付されるべき補助金を引いた額を町に返還しなければならない。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成24年3月26日 大口町告示第16号)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町セーフティネット資金融資保証料補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日以後に保証決定とその融資を受けたものから適用し、同日前に保証決定又は融資を受けたものについては、なお改正前の大口町緊急保証制度資金融資保証料補助金交付要綱(平成20年大口町告示第107号)の例による。
- 3 令和3年度中に従業員が20人以下の事業所の事業者が申請する(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に保証決定とその融資を受けたものに限る。)場合に限り、第3条に規定する補助金の額は、「2分の1」とあるのは「全額」とする。

附 則 (平成28年3月29日 大口町告示第52号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日 大口町告示第41号)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町セーフティネット資金融資保証料補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日以後に保証決定とその融資を受けたものから適用し、同日前に保証決定又は融資を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月30日 大口町告示第17号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日 大口町告示第23号)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町セーフティネット資金融資保証料補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後に保証決定とその融資を受けたものから適用し、同日前に保

証決定又は融資を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月28日 大口町告示第24号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

大口町セーフティネット資金融資保証料補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

住所
氏名
電話番号

愛知県信用保証協会の保証を得て金融機関から融資を受けたので、大口町セーフティネット資金融資保証料補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

申請額	金 円		
金融機関名			
制度名	保証番号	No.	
融資金額	金 円		
保証期間	か月（うち措置 か月）		
保証料率	%		
信用保証料	① 円		
要綱による算定基礎	① × = 申請額（100円未満切り捨て）		
回収条件となった保証付貸付	保証番号	制度名	完済金額 円
	保証番号	制度名	完済金額 円
同意書	保証料補助金の支給決定のため、大口町が保有する町税及び国民健康保険税の納税状況を閲覧することについて同意します。 年 月 日 住所 氏名		

添付書類

- 1 愛知県信用保証協会の発行する信用保証書の写し
- 2 貸付実行報告書
- 3 納税証明書類
- 4 情報開示（提供）に関する同意書
- 5 委任状（代理申請の場合）

様式第2（第4条関係）

貸付実行報告書

年 月 日

大口町長 様

金融機関名

下記のとおり、愛知県融資制度のセーフティネット資金の貸付けを実行しましたので報告します。

記

融 資 先	住所
	氏名
保 証 番 号	
融 資 金 額	金 円
融 資 年 月 日	年 月 日
融 資 期 間	年 月 日～ 年 月 日
回収条件となつた保証付貸付	保証番号
	制度名 完済金額 円
	保証番号
	制度名 完済金額 円
	保証番号
	制度名 完済金額 円
備 考	

様式第3（第5条関係）

大口町セーフティネット資金融資保証料補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町セーフティネット資金融資保証料補助金交付要綱第5条の規定により、金 円を交付することに決定したので通知します。

（補助金の返還）

繰上償還等により保証協会から保証料の全部若しくは一部を返戻されたときは、交付した補助金から補助対象となる保証料に補助金交付時の定める率を乗じて算定した交付されるべき補助金を引いた額を町に返還すること。

様式第4（第5条関係）

大口町セーフティネット資金融資保証料補助金却下通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町セーフティネット資金融資保証料補助金交付要綱第5条の規定により、下記の理由により却下することにしたので通知します。

記

却下の理由

様式第5（第6条関係）

補助金等交付請求書

年 月 日

大口町長 様

住所

氏名

年 月 日付け 第 号による大口町セーフ
ティネット資金融資保証料補助金として下記の金額を請求します。

記

金 円

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 店 農協
(フリガナ) 口座名義人	
種 別	普通 当座
口座番号	